

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- ① 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 安心して暮らし続けるための居住支援を

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

住宅のことで困っている人は、多くの場合住まいのことだけでなく、経済的な問題や身寄りがないなど複合的な困難を抱えている場合が多く、居住支援に関する相談支援は、総合的な視点が必要です。年々増える保証人のいない高齢者、障がいや病気などにより働けない人やひきこもり状態にある人、シングルマザー、DV被害者、外国籍の人など住まい探しが困難な人には様々な背景があります。その人が自分らしく暮らしていくためには、住まいを探すだけでなく生活支援も一緒におこなう必要があります。また居住支援には、物件オーナーの安心確保が重要となります。そのためには、市と不動産事業者、居住支援を行う団体の他にも困窮者相談窓口や医療機関、介護事業所などが連携して居住支援体制づくりを行っていくことが必要だと考えます。安心して暮らし続けるための総合的な居住支援を進めるため、市の見解と取組について以下質問します。

- 生活支援課に新たに設置された居住支援担当が行う具体的な業務についてお示ください。
- 高齢者の住宅に関わる、過去5年の相談件数と主な相談内容についてお示ください。
- 障がい者のいる家族は、高齢化に伴い本人の自立のための居住や生活に不安を抱えています。このことについて市が課題ととらえていること、また必要と考える支援についてお示ください。
- 住宅確保要配慮者には、住まいの確保と日常生活のための支援を両輪で進めていくことが必要です。現在、市が取り組んでいることと課題をお示ください。
- 不動産事業者のリスクの分散や多岐にわたる支援を必要とする人のための居住支援を行うには、居住支援協議会が必要と考えます。つくるにあたり課題となっていることと市の見解を伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2024年5月27日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 柴尾ひろみ

受付番号【 】

27	26	25	24

-(/)